

定 款

有限会社まごのて

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、有限会社まごのてと称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 介護保険に対応した認知症対応型共同生活介護事業
- 2 介護保険に対応した訪問介護事業
- 3 介護保険に対応した短期入所事業
- 4 介護保険に対応した居宅介護支援事業
- 5 介護保険に対応した通所介護事業
- 6 介護保険に対応した訪問看護事業
- 7 有料老人ホーム
- 8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- 9 児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業
- 10 食品の仕入・加工・販売業
- 11 介護タクシー事業
- 12 一般乗用旅客自動車運送事業
- 13 保育園・託児所の経営
- 14 地域住民をサポートする為の人材育成
- 15 前号に付帯する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を岩手県盛岡市東松園一丁目12番地13に置く。

(公告)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、200株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社は、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。

当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当会社は、当会社の株式を相続その他の一般承継により取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録されている者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これを共同して当会社に提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求できるものとする。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当会社に提出しなければならない。その変更、抹消についても同様とする。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会の権限)

第12条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理、その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎、事業年度終了日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に隨時これを招集する。

(招集手続き)

第14条 株主総会を招集するには、株主総会の日の5日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集権者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数をもって決定し、社長たる取締役が招集する。ただし、社長たる取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。社長たる取締役に事故があるときは他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故があるときは出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、総株主の半数以上であって、当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役が署名又は記名押印することを要する。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第19条 当会社は、取締役1名以上を置く。

(取締役の資格)

第20条 取締役は株主でなければならない。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(代表取締役及び社長)

第22条 取締役を複数名置くときは、内1名を代表取締役とし、取締役の互選において選定するものとする。

② 当会社を代表する取締役は、社長とする。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第24条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第25条 当会社は、剰余金を株主総会の決議によって、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。② 前項の剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領のないときは、当会社は支払いの義務を免れるものとする。

③ 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第26条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

上記は、当会社の定款に相違ありません。

令和6年5月15日

有限会社まごのて
代表取締役 久保 忍

